### 4 自衛消防訓練について

#### 1 根拠法令等

各学校では、管理権原者の義務(消防法第8条第1項)や、防火管理者の責務(消防法施行令第3条の2)の中で消防計画を作成し、消防計画に従って消火訓練、避難訓練、通報訓練(以下「自衛消防訓練」という。)を実施することが消防関係法令により定められています。

自衛消防訓練は、児童・生徒の安全教育のために実施する避難訓練と異なり、管理側である教職員のための訓練となります。

#### 〈消防法施行令 第3条の2〉

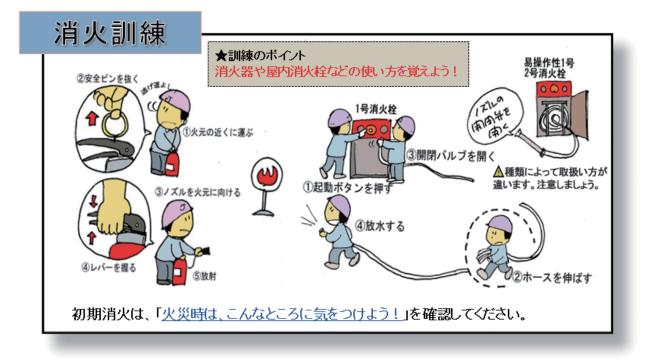
防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理 に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、<u>当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施</u>、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上 必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

#### 2 自衛消防訓練の種類

#### (1) 消火訓練

火災が発生した際の初期消火の方法を身に付ける訓練です。火災想定の避難訓練等に併せて、 消火器や屋内消火栓の位置や使い方を確認すること等により訓練してください(例:消火器等 の設置場所や、消火器に記載してある種別・使用方法・放射時間・放射距離等の表示を確認)。 なお、実際に水を出す訓練を行う場合は、消防署に相談してください。



#### (2) 避難訓練

階段などの避難経路を使って安全な場所まで避難する方法や、適切に避難誘導する方法を身 に付ける訓練です。

避難経路(階段、通路、避難口)、防火戸の位置、避難器具の位置や使用方法の確認のほか、 災害想定に応じて避難方向や避難方法の指示などを行うことにより訓練をしてください。

## 避難訓練

#### ★訓練のポイント 避難者へ適切な声をかけよう!

出火場所を変えて避難誘導してみましょう。





- ▶ 放送を聞いて、避難方向を指示しよう。
- ▶ 煙を吸わないように呼びかけよう。

#### (3) 通報訓練

119番通報の方法を身に付ける訓練です。

避難訓練等と併せて、内線電話を活用した模擬 119 番通報などにより訓練をしてください。 119 番の通報要領については、97 ページを確認してください。

## 通報 · 伝達訓練

#### ★訓練のポイント 相手にはっきり伝えよう!



- ▶ 送り手と受け手を決めてやってみよう!
- 訓練で119番する場合は消防職員の立会 いが必要です。

非常放送で知らせよう。



- ▶ 放送文例を準備しておこう。
- 放送会(が)と中間できること。放送設備の使い方を覚えよう。

※図中の「訓練で 119 番する場合は消防職員の立会いが必要です。」とは、訓練において、電話にて実際に 119 番を通報して訓練する場合を指します。

# 資料編

#### 3 自衛消防訓練の訓練回数

火災、地震その他の災害が発生した場合に、初期消火、通報連絡、避難誘導等を効果的に行 うためには、下表のとおり定期的に自衛消防訓練を行う必要があります。

各学校においては、消火訓練、通報訓練についても、避難訓練と併せて消火器の位置や操作 方法の確認、内線電話を活用した模擬 119 番通報などを行うことにより実施してください。

特に、幼稚園及び特別支援学校については、消防法施行規則第3条第10項により、消火訓練及び避難訓練を、それぞれ年2回以上実施するよう回数が定められていますので、留意してください。

訓練種別	訓練回数	
	幼稚園及び特別支援学校	小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校
消火訓練	年2回以上	消防計画に定めた回数
避難訓練		
通報訓練	消防計画に定めた回数	

#### 4 自衛消防訓練の事前報告

幼稚園及び特別支援学校は、消防法施行規則第3条第11項により、消火訓練及び避難訓練を自衛消防訓練として実施する場合、事前に消防機関に通報する義務があります。自衛消防訓練として実施する際は、学校、園が位置する場所を管轄する消防署へ自衛消防訓練通知書を提出(東京消防庁の場合、FAXや電子申請にも対応)してください。

なお、特別支援学校と幼稚園を除く学校は、自衛消防訓練の際、消防機関への通報の義務はありませんが、消防職員の派遣等を依頼する際は、自衛消防訓練通知書を事前に提出する必要があります。

また、それ以外においても、自衛消防訓練を実施する際は、事前に消防署に通報することにより消防機関と連携を図るよう努めてください。

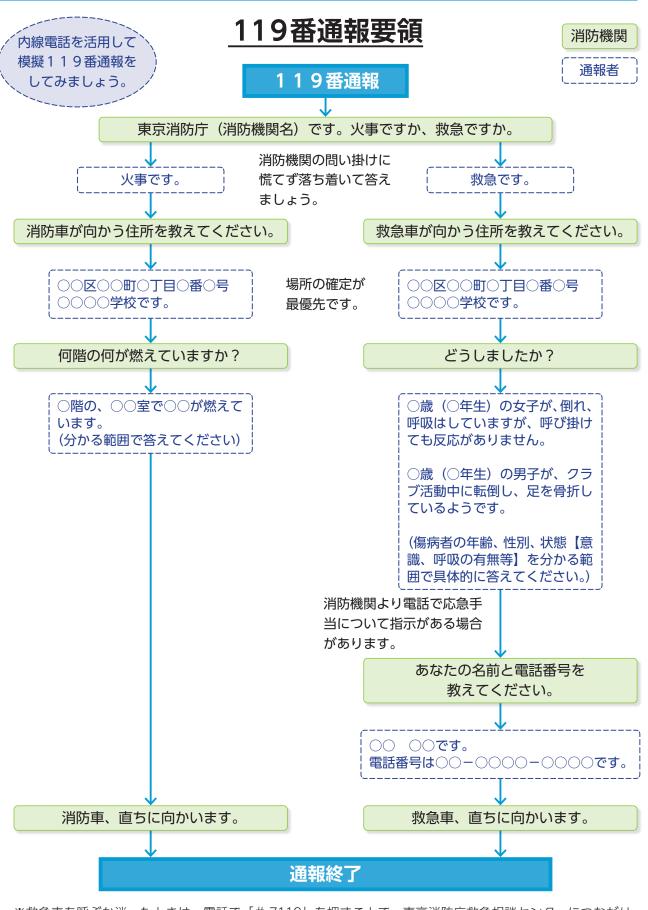
#### 5 自衛消防訓練の実施記録

(1) 東京消防庁の管轄内(稲城市及び島しょ部以外)の学校

火災予防条例第55条の4第2項により、防火管理に係る消防計画に基づき自衛消防訓練を実施したときは、火災予防条例施行規則第11条の4の11により、自衛消防訓練実施結果記録書を作成し、これを3年間保存しなければならないこととされていますので、留意してください。

(2) 稲城市及び島しょ部の学校

各市町村の火災予防条例、火災予防条例施行規則等を確認し、それらに基づいて適正に保存してください。



※救急車を呼ぶか迷ったときは、電話で「#7119」を押すことで、東京消防庁救急相談センターにつながり、 相談医療チーム(医師、看護師、救急隊経験者等の職員)に相談することができます。

東京消防庁ホームページを基に作成